

[開会]

加納調整官 定刻前ですけれども、きょう御出席の予定の方々が皆さんおそろいですので、ただいまから、指定野菜需給見通し検討会議を開催いたします。

会議の開催に当たりまして、農林水産省大臣官房坂野審議官より御挨拶申し上げます。

[あいさつ]

坂野審議官 定刻前でございますが、皆さんおそろいですので、会議を始めさせていただきます。

きょうは、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

また、本検討会の委員の皆様におかれましては、日ごろから野菜行政全般にわたりましていろいろと御支援、御指導、御協力を賜りまして、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

野菜行政は、一昨年のセーフガードの暫定措置の発動がありまして、その際に、単に流通問題だけではなく国内の生産から流通、輸入、いろいろな問題が議論されたところでもあります。そういった上で、国内の野菜の産地づくりとか、そういう野菜の構造対策をやっていくことがやはり基本ではないかということになったわけでございます。

去年は、野菜の構造改革対策が本格的に開始された年でありまして、中でも野菜の制度の根幹をなしております野菜生産出荷安定法が四半世紀ぶりに改正されまして、従来、対象となっていなかった契約野菜の安定供給制度というものを創設するなど、制度の拡充が行われたところでもあります。

今回の野菜生産出荷安定法の改正の一環として、指定野菜について、本日お集まりいただきました学識経験者の皆様方の御意見を聴いて、全国的な需給の見通しをたてまして、この見通しに即して的確な野菜の生産地の指定とか、計画的な産地育成を図るというふうになったわけでございます。そういった意味で、指定野菜の需要とか供給といった意味での先生方の御意見を伺うということでございます。

さて、最近の農林水産行政といいますのは、非常に安全・安心ということが前面に出まして、一昨年秋のBSE、それから最近では表示の問題、それから今年の夏ぐらいから輸入野菜の話、特に冷凍ほうれんそうとか、そういうことが非常に問題になりまして、今年の夏ぐらいから、今度は無登録農薬ということで、安全・安心ということが最大のテーマでございまして、それに向けて役所の中も組織を改めるといったような組織の再編もするし、今回は、食品安全基本法という法律を制定し、それに見合っただけでなく制度の見直しを、野菜との直接の関係では肥料とか農薬の法律だとか、そういった点も安全・安心という消費者の視点からきちっと見直そうということで、現在、作業を進めているところでもあります。

このような中で、おいしい野菜を安全・安心な面にも配慮して供給するという意味で、先ほど言いました構造改革といいますか、その推進が大変重要と考えております。

本日は、そういった意味で、指定野菜の需要と供給の見通しというのは、生産出荷を安定的に行う際に大変重要な意味を持つものでございまして、忌憚のない御意見をいただければと思います。

また、こういう場ですので、野菜の生産、流通、消費という直接関係することのほかに、野菜をめぐる周辺の課題といいますか、御意見なりいろいろな話があると思いますけれども、それも出していただければ野菜行政を進める上で参考になるものだと思いますので、忌憚のない御意見をいただければありがたいと思います。

本日はどうもありがとうございます。

[出席者紹介等]

加納調整官 どうもありがとうございました。

それでは、本日の出席者の方々を御紹介させていただきます。

まず、私の右の方の方から御紹介させていただきます。

最初に、食と生活ジャーナリスト、石川委員でございます。

石川委員 石川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

加納調整官 次に、カゴメ株式会社常務取締役、石黒委員でございます。

石黒委員 石黒でございます。よろしく願いいたします。

加納調整官 消費科学連合会会長、大木委員です。

大木委員 大木でございます。よろしく。
加納調整官 東京青果株式会社取締役、川口委員です。
川口委員 川口でございます。
加納調整官 野菜供給安定基金理事長、黒木委員です。
黒木委員 よろしく申し上げます。
加納調整官 東京農業大学教授の藤島委員です。
藤島委員 藤島でございます。よろしく申し上げます。
加納調整官 伊藤忠商事株式会社執行役員の松井委員です。
松井委員 松井でございます。よろしく申し上げます。
加納調整官 女子栄養大学教授の吉田委員です。
吉田委員 吉田でございます。よろしく申し上げます。
加納調整官 なお、委員として全国農業協同組合連合会常務理事の宮下委員にお願いしておったわけですが、本日御都合で欠席でございます。
引き続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
一番左側におられます、生産局野菜課の三浦課長でございます。
三浦課長 三浦でございます。よろしく申し上げます。
加納調整官 ただいま、御挨拶いただきました坂野審議官でございます。
坂野審議官 坂野でございます。よろしく申し上げます。
加納調整官 私、本日、この会議の司会をさせていただきます、野菜課の野菜需給調整官の加納です。よろしく申し上げます。
それでは、配付資料の確認をさせていただきます。
まず、資料1としまして、指定野菜需給見通し検討会議開催要領。
資料2としまして、指定野菜需給見通し検討会議委員名簿。
資料3としまして、野菜をめぐる情勢、右閉じになっています。
それから、資料4としまして、野菜の構造改革対策の推進（平成15年度予算概算決定の概要）です。
資料5としまして、平成19年度の指定野菜の需要及び供給の見通しについて（案）でございます。
配布しております資料は以上ですが、ご確認をお願いしたいと思います。
よろしいでしょうか。
それでは、次に、本検討会議に当たりまして、資料1の指定野菜需給見通し検討会議開催要領を読み上げさせていただきます。
指定野菜需給見通し検討会議開催要領。
平成15年1月28日、農林水産省。
第1、趣旨。
野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第3条第1項の規定に基づき、指定野菜の需要及び供給の見通しをたてるに当たり、同条第3項の規定により学識経験を有する者の意見を聴くため、指定野菜需給見通し検討会議（以下「会議」という。）を開催する。
第2、委員。
会議の委員は、野菜の生産、流通、加工、消費等に関する学識経験を有する者のうちから選任する。
第3、座長。
1、会議に座長を置く。
2、座長は、委員の互選によって選任する。
3、座長は、会議を統括する。
第4、運営。
1、会議の運営については、次のとおりとする。
（1）会議は公開とする。
（2）議事要旨等は、原則として公開するものとする。
2、座長は、上記により難い場合が生じたときには、委員の了解を得て、その取扱いを決定するものとする。
第5、その他
会議の庶務は、生産局野菜課において行う。
以上が開催要領でございます。

[座長選任]

ただいま御説明しました検討会議開催要領の第3に規定されております、座長の

選任であります、いかがいたしましょうか。

吉田委員 野菜に関して、広い視点から研究を続けていらっしゃる東京農業大学の藤島先生を推薦させていただきたいのですけれども。

加納調整官 ただいま、藤島委員にお願いしてはという御提案がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、藤島委員にこの会の座長をお願いしたいと存じます。藤島先生には座長席への移動をお願いいたします。

これよりの会議の進行は座長の藤島委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

藤島座長 御指名いただきましたので、この会の座長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、事務局から資料に基づいて御説明をお願いいたします。

まず、資料3及び資料4について、一括して御説明をお願いいたします。

[資料説明]

三浦課長 それでは、私の方から説明させていただきます。

まず、資料3でございますけれども、野菜をめぐる情勢でございます。

1ページを見ていただきますと、まず、野菜の生産動向でございます。

野菜の総産出額でございますが、左にございますように、近年は総産出額の約4分の1程度で推移をしております、平成13年では約2兆円となっております。右の表の平成13年の欄を見ていただきますと2兆492億円、23.1%。これはほぼ、米、畜産と並ぶような水準にあるということでございます。

それから、(2)の野菜の作付面積、生産量でございますが、野菜の作付面積は近年減少傾向にございまして、右の表にありますように、平成13年では約48万ヘクタール。また、国内生産量も近年減少傾向にございまして、平成13年は1,356万トンとなっております。

2ページでございますが、野菜の価格動向でございます。

平成14年の価格、右側にグラフがございまして、黒い実線のグラフが平成14年でございます。太い点線が平年でございます。細い実線が平成13年でございます。一番左側にぼつと1つちょっと星のように、平年のやや上のところに出ておりますが、これは平成15年でございます。まだ1月のデータしかございませんのでこういう形になっております。平成14年の価格は、このグラフからもごらんいただけますように、1月から4月ぐらいまで平年を下回る水準で推移してございましたが、5月から8月にかけて、総じて平年並みの水準となりました。9月から10月は出回りがやや増加したことなどから、平年を下回って推移いたしました。その後、11月に入りましてから、10月末からの全国的な冷え込み等の影響で生育が停滞したということもございまして、平年を上回る価格で推移しております。11月、12月と平年を上回っております、平成15年に入りましても、同様に引き続けている冷え込みの影響等から一部の露地野菜の生育が停滞いたしましたため、平年をやや上回る価格で推移をしているという状況でございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。野菜の輸入動向でございます。

野菜の輸入量につきましては、近年増加傾向にあったわけでございますけれども、平成14年で見ますと、平成14年の生鮮野菜の輸入量は右側の表の生鮮野菜の欄、一番下をごらんいただきますと、約78万トンとなっております、対前年比で80%ということでございます。

また、野菜の加工品も含めた全体で見ますと、一番右の欄、合計の一番下のところでございますが約206万トンとなっております、対前年比で87%と、前年に比べて減少しているということでございます。

また、中国からの野菜の輸入を見ますと、その下の表の欄でございますが、生鮮野菜の輸入量の中国という欄にございますように、過去5年間で4.2倍と増加したわけですが、平成14年につきましては、対前年比で82%となっているところでございます。

それから、次に4ページ、野菜の消費動向でございます。

野菜の消費量につきましては、近年、減少傾向にございまして、昭和60年には1人1年当たり111キログラムであったものが15年間で約1割減少し、平成12年には1人1年当たり102キログラム程度となっております。右のグラフで見ていただきますと、比較のために米国の数字も入れてありますが、米国とちょうど逆転するよ

うな形で米国は消費が増加し、我が国では消費が減少するという傾向にあるわけでございます。

この野菜の消費量の現状を世代別に見たものが次のくだりでございます。右に見ていただきますと、点線が成人1人当たり摂取目標1日350グラムという厚生労働省の「健康日本21」で示されている目標でございますが、それに近いのが60歳代でございます。それでも若干下回っている。そのほかの世代につきましては、それ以上に下回っているという状況でございます。特に、若年層ほど摂取不足傾向があるということが見られるわけでございます。

こういった状況を踏まえまして、野菜の消費拡大に向けていろいろ取組が行われております。私どもも野菜等健康食生活協議会という協議会を立ち上げまして、医学、栄養学、教育等の関係者の御協力をいただきながら、民間団体とも連携をいたしまして取組を進めております。特に、野菜摂取によるがんすとか生活習慣病の予防の効果、あるいはそのほかの健康への影響等につきまして、各種のメディア、店頭、教育現場等を通じた幅広い啓発活動を推進しているところでございます。

次に、5ページでございます。野菜の構造改革対策でございますが、冒頭、坂野審議官の挨拶の中にもございましたように、一昨年のねぎ等3品目についての一般セーフガード暫定措置の発動等を契機といたしまして、現在、野菜の構造改革対策という取組が進められております。

これは、将来にわたって国内の野菜産地の供給量を確保していくという観点に立ちまして、国際競争に対応して消費者や実需者に選好されるような品質、価格の国産野菜を供給できるように、生産、流通両面にわたって改革を進めるという取組でございます。

中身といたしましては、下にありますように、低コスト化、契約取引の推進、高付加価値化という国が示した3つのタイプの戦略モデルがあるわけですが、それを参考にして、各産地で産地の実情に応じて取組を進めるという産地改革ということを進めております。国もそれを支援するというところで取り組んでおりまして、右の表にございますように、低コスト化を進める、あるいは実需者のニーズにこたえる定量、定価、定時、定質による取引を継続して行えるような契約取引の推進、あるいは地域の特産品種すとか、有機栽培野菜といった高付加価値な野菜の生産を行って供給していくという高付加価値タイプといったものを示しておりまして、これに即した産地改革が進められているところでございます。

また、セーフティネットとしての機能を有する野菜価格安定制度につきまして、野菜生産出荷安定法を改正して契約取引を制度の対象とするといった拡充を、昨年6月施行の法律で行ったところでございます。

6ページ以下は、野菜価格安定制度の概要でございますが、これは制度の概要でございますので大まかなところを申し上げます。

本日の指定野菜の需要及び供給の見通しとも関係するところでございますが、6ページの左側の野菜のところ指定野菜が掲げてございます。消費量が相対的に多く、あるいは多くなることが見込まれる野菜で主要な野菜と位置付けられるもので、14品目、30種別でございますが、これらにつきまして、本日の議題でもございませぬ需要と供給の見通しをたてて、それに即するようにこの2番目の欄にあります野菜指定産地を指定するという事になっているわけでございます。野菜指定産地はその下にございますように、それぞれの指定野菜の集団産地として形成することが必要と認められる、そういう産地でございます。

この産地から出荷される野菜につきまして、従来、上の右側の欄にありますように、卸売市場に出荷される野菜が価格の著しい低落があった場合に、価格差を補てんする生産者補給金等の交付が行われるという制度になっておりました。指定野菜価格安定制度でございます。これを引き続き講じながら、下の欄でございますが、実需者との契約取引によって出荷される野菜についても、一定の場合に生産者補給金等が交付されるという契約野菜安定供給制度という制度を法改正により設けたということでございます。

7ページ以下は、個々の制度の仕組みでございますが、本日の会議の趣旨にかんがみまして、詳しい説明は省略をさせていただきます。

次に、資料4でございます。野菜の構造改革対策の推進（平成15年度予算概算決定の概要）という資料でございます。

これは先般、概算決定が行われ、今国会に提出されております平成15年度予算における野菜の関係予算の概要をまとめたものでございます。

基本的な考え方は、安全・安心な国産野菜の供給体制を強化するという野菜の

構造改革対策を一層推進いたしますとともに、セーフティネットとしての野菜価格安定制度の適切な運営を引き続き推進していくものでございます。

「1. 構造改革対策」となっておりますけれども、これは先ほど申しました低コスト化、高付加価値化、契約取引の推進といった取組をより一層進めるという観点に立って、対策を講じていくものでございます。

特に、15年度につきましては、安全・安心な国産野菜の供給体制の強化ということを念頭に置いた対策となっております。

1つ目は、輸入急増農産物対応特別対策という対策でございます。これは、ねぎ、それからトマト、ピーマン等の、輸入の状況を私どもが監視をしている品目がございまして、それらを対象として低コスト化、高付加価値化等々の取組を推進するための支援措置を講ずるというものでございまして、例えば、低コスト耐候性ハウスと書いてありますが、低コストで台風にも耐えられるようなハウス、それから通い容器、これは段ボール等で流通するのではなくて、プラスチック性の通い容器、「コンテナ」と称しておりますが、それによって流通することによる低コスト化といった取組、そのほか遠隔産地や都市近郊産地の特色を生かした産地の強化についての取組等を推進するものでございます。

それから、2つ目の生産振興総合対策事業（野菜）と書いてございます。これは、ねぎや監視品目といった品目限定なしに、やはり低コスト化、高付加価値化、契約取引の推進等の取組を支援する対策を推進するものでございますけれども、ここでは特に、生産者自らが加工や販売に参入する際の施設整備、あるいは機械化一貫体系の導入、低コスト耐候性ハウスの整備の推進、そのほか、先ほど申しました安全・安心というような観点で高度な衛生管理技術の導入等の推進といったことを重点的に推進することとしております。

また、野菜の価格安定制度につきましては、先ほど申しましたような制度改正でできた新しい制度の普及浸透等を中心に、引き続き制度の適切な運営を推進することとしております。

2ページ目以降は、今申し上げましたものについてそれぞれの1枚ずつ整理をしたものでございますので、説明は省略させていただきます。

また、4ページ目には、そのほか野菜関連予算措置の一覧表がございまして、けれども、これにつきましてはもお目を通しいただければと思います。

資料3、4につきましてはの説明は以上でございます。

[質問・意見等]

藤島座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問等ございましたらよろしくお願いたします。

石川委員 野菜の自給率の低下についてお尋ねしたいのですが、1ページ目の作付面積、生産量は、平成3年から平成13年までの10年間で随分下がってしまっていますね。

特に、自給率を高めようという10年間の運動そのものは11年からでしたか、12年からでしたか、始まっていますね。始まっている年から1年間で、もうこんなに下がっているのかというあたり、ちょっとびっくりして数字を見ているのですが、その辺の自給率を高めようということが、実際にはどのように機能しつつあるのでしょうか。

三浦課長 これから御説明いたします資料5における需要と供給の見通しのところにも関連してまいります。野菜の自給率は、野菜全体でございますが、現在のところ、13年度の概算で82%という水準になってございます。12年度も82%ということでございます。

平成12年3月に食料・農業・農村基本計画というものを閣議決定で策定いたしました。そこで、食料全体につきまして、自給率目標というのを定めまして、その中に野菜の自給率目標というのが書かれております。平成22年度の目標でございますけれども、それを基本的な課題として、私どもは、その基本計画の目標の達成を目指して取組を推進するというところでございまして、また、その際、基本計画にも書かれておりますけれども、自給率を向上させるためには、消費の面、それから生産の面、あるいは流通の面で、いろいろ解決していかなければならない課題があるということでございます。

例えば、生産流通面で言いますと、低コスト化ですとか、あるいは消費者や実需者に選好される食味や加工適性に優れた品種の導入とか、そういったことが基本計

画には書かれております。

私どもは、そういう考え方に即しまして自給率を向上させるために諸対策を講じてきていたということですが、そういう中で、先ほど申しましたように、セーフガード暫定措置の発動ということが契機となって、野菜の構造改革対策ということに取り組むということになったわけでございます。

その野菜の構造改革対策の中身は、この資料にもございますような低コスト化、高付加価値化、契約取引の推進といったことございまして、こういった取組を推進することが自給率の向上にもつながっていくというふうに考えられるところでございます。基本的な考え方として、そのような取組を進めていくこととしております。

藤島座長 ほかに御質問等いかかでしょうか。

吉田委員 ちょっと2点よろしいですか。

少し外れるかもわかりませんが、指定野菜というのは、別の機関でお決めになるんだと思いますけれども、ブロッコリーのように今非常に消費量が伸びている、そういう野菜は指定野菜に入るといようなことは、考えられているのでしょうか。

三浦課長 指定野菜の対象につきましては、消費量が相対的に多い、あるいはそれが見込まれるといったことを勘案して政令で定めております。

それで、今のところの動きからいたしますと、ブロッコリーは先生がおっしゃったような重要性を持っておりますし、需要も高まっていくのではないかと思いますけれども、量的に言いますと、ここに並んでおります指定野菜の水準にはまだなかなかいかないのではないかとございまして。

この品目につきましては、政令指定されておりますけれども、消費等の動向もよく踏まえまして、今後とも必要に応じて見直しの検討をしていくという基本的な考え方でございます。

吉田委員 今、とても関心の持たれている野菜でもありますし、国としても是非力を入れて生産してほしいなど、利用する立場からは感じます。

それから、もう1点ですが、2ページの指定野菜の卸売価格の推移ですけれども、これは単純に価格が安い時期というのは、消費者にとっては買いやすい時期と考えてよろしいのですか。三浦課長 この価格は、東京中央卸売市場における価格の平均値をグラフ化したものでございますので、卸売市場でこの価格で取引されていけば、小売り段階においてもそれを反映された価格になっていくというのが一般的でございますから、そういう意味では、ここで価格が安いところでは、消費者の方もそれに対応する価格でお買いいただくことができる、そういう状況にあるだろうと一般的には言えると思います。

吉田委員 こういう安い時期の消費量が伸びているかどうかなんていうことは、何かで、また別なデータを調べればわかることですので、そのように判断してまいります。

藤島座長 ほかにどうでしょうか。

もしよろしければ、また後ほど意見交換の時間がありますので、この件につきましても御質問いただいてもよろしいかと思っておりますので、先に進めさせていただきまして、資料5の平成19年度の指定野菜の需要及び供給の見通しについての御説明をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

[説明]

三浦課長 それでは、資料5でございます。「平成19年度の指定野菜の需要及び供給の見通しについて(案)」という資料でございます。

まず、この見通しの趣旨でございますが、会議の開催要領にもございますけれども、野菜生産出荷安定法第3条第1項の規定に基づきまして、指定野菜の需要及び供給の見通しをたて、この見通しに即して野菜指定産地の指定等を行うことにより、当該野菜の需要に応じた安定的な供給を図るということでございます。

それから、この関係の条文につきましては5ページについてございますけれども、読み上げませんが、これが根拠規定ということでございます。

それから、1ページに返っていただきまして、見通しの内容でございますが、野菜生産出荷安定法施行令第2条の規定によりまして、14種類の指定野菜を36に区分いたしまして、その区分ごとに5年後の見通しを策定するものでございます。今回の見通しにあっては、平成19年度を見通すということでございます。需要量、供給量及びそのうちの国内産供給量の見通しを策定するものでございます。

36の区分につきましては、一番後ろの6ページについてございまして、左側のキャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト等というのが指定野菜でございまして、右側の時期区分で、出荷の時期によりまして、このように36に区分をされております。

それぞれごとに需要量、供給量、国内産供給量の見通しを策定するものでございしますが、その見通しの方法が1ページの3のところでございます。

まず、需要量の見通しでございますが、平成4年度から平成13年度の過去10カ年間の1人当たりの需要量を純食料ベース、これは実際に食べる部分に当たりますけれども、純食料ベースの需要量の推移によりまして、回帰分析を用いて算出いたします。その値を基に、野菜の消費拡大の推進の効果を勘案いたしまして、19年度の1人当たりの需要量を推計いたします。一つは回帰分析で、いわばすう勢で過去10カ年の動き、いろいろでこぼこがありますけれども、回帰分析でいきますとこうなるであろうというすう勢値を一つ出します。それを基に、野菜の消費拡大の推進の効果を勘案した19年度の需要量というのをもう一つ推計いたします。

そうして出しました1人当たりの需要量の推計値に、平成19年度の推計人口を乗じて全体の需要量を出すという見通しの仕方でございます。この場合の推計人口は、厚生労働省が公表しております人口推計の中位値を用いております。このようにいたしまして需要量の見通しをたてるというのが、最初の需要量の見通しということでございます。

このようにして、需要量を出しまして、それを供給量のベースに換算をしていくというのが(2)のアでございます。需要は実際に食べる、可食形態と言っておりますけれども、純食料のベースでございますので、これをほ場における収穫の段階まで換算をしていくということでございます。そのやり方は、減耗と歩留りで除すということでございますけれども、減耗は生産されるほ場の段階から、実際に消費される段階に至るまでのいわば輸送等の過程で失われていく、減ってしまう部分ということでございます。まず、それで割り戻すということです。

それから、もう一つは歩留りでございまして、これは野菜の形態上、例えば、キャベツの芯のような通常食べない部分がございます。そこを除いた部分の割合、可食部分の割合で割り戻すということでございます。

そのような算出方法をとりますと、(1)で求めました全体の需要量を供給量の見通しとして算出するというところでございます。これが供給量の見通しでございます。

次に、(2)のイのところでございますが、国内産供給量の見通しについてでございます。

これにつきましては、作付面積を見通して、それから10アール当たり収量、いわゆる単収を見通して、その作付面積の見通しの値と、単収の見通しの値を乗ずるということを基本に算出をするというやり方をとっております。作付面積、10アール当たり収量のそれぞれを10カ年見まして、それによって回帰分析をいたします。

なお、単収については年によってかなりでこぼこがございまして、上がったたり下がったりする面がございます。そういったことから回帰分析がうまく適合しない場合には、一定期間の平均を用いるといったやり方で算出いたしまして、いわゆるすう勢、過去の推移から回帰分析等によって出したすう勢値というのを一つ求めます。それを基に、野菜の構造改革の推進等の効果を勘案して得られる数値というのももう一つ求めます。

そういうやり方をいたしまして、作付面積と単収について推計をして、これに乗じて19年度の国内産の供給量の見通しとするというやり方でございます。

なお、ばれいしょにつきましては、データに制約がございまして、収穫量の推移を基に算出をするというやり方をとっております。

このような方法によりまして得られた数値、2ページ以下でございますが、4の平成19年度の指定野菜の需要及び供給の見通し(案)という数値をそこに掲げております。

19年度の見通しにつきましては、先ほど申しましたすう勢をベースに計算いたしました数値を左側、下位値と置きまして、それに野菜の消費の拡大の推進、あるいは野菜の構造改革の推進といった効果を勘案した数値を右側に上位値として置いております。これを一定の幅をもって19年度の見通しという形で示すというやり方をしております。

最初の(1)、需要量の見通しでございますけれども、この区分別に一つ一つ読み上げることはいたしません、左側の数字がいわば今までのトレンドで推移する

とこうなるであろうという数字、右側が消費の拡大の推進の各関係者の取組の努力を反映した数値ということになるわけでございます。

特徴的なところを申しますと、参考に右側に13年度の数値を掲げてございます。野菜の性格上、年によって、あるいは時期によって豊作、不作等がありまして、変動がいろいろありますので、単純に比較をしていくということは必ずしも適当でない場合がありますけれども、参考として直近の数値を掲げているわけでございますが、それも見ていただきながら19年度の見通しを見ていただきますと、先ほど、需要は全体として減少していると申しました。その減少の傾向が比較的強いもので、かつ量が大きく作られているものの代表としてだいこんがございまして、秋冬期、秋から冬にかけてのだいこんの需要は、かなり低下をしているということでござい

ます。それから、逆に需要が比較的増える傾向にあって比較的量が多いものとしてはトマトが挙げられます。トマトについては、夏秋ものと冬春ものがありますけれども、特に今この見通しで見ていただきますと、冬春ものの伸びが大きいということでございまして、そういった傾向があるということでござい

ます。なお、今回の見通しは、一つ一つの種別区分ごとに数値を見通すということでございまして、御参考として一番下の欄に、これら指定野菜の合計値についても試算をして載せております。需要としては1,153万7,000トンから1,205万9,000トンという数値でござい

ます。それから、次のページでございまして、3ページは供給量の見通しでござ

いまして、これは、先ほど申しましたように、需要量の見通しをベースに減耗及び歩留りを勘案して収穫量ベースにしたものでございまして、傾向としては似たような傾向で、数量として需要量よりも多い数字がここに出ているということでござい

ます。一つ一つは見てまいりませんが、指定野菜の合計を参考までに見ていただきますと1,379万3,000トンから1,442万トンということでござい

ます。次に、4ページの国内産供給量の見通しでございまして、これにつきましては、先ほどのような算出の方法でそれぞれごとに見通していくわけでございますけれども、この左側のすう勢値でございまして、これも参考に掲げた13年度の数値の上に行ったり下に行ったり、それぞれごとに出ておりますが、先ほど申しました関係者の努力による構造改革の取組の推進といったことの効果を勘案して見通した数値の方につきましては、13年度と比べますとそれを上回る水準になっているところでござい

ます。指定野菜全体といたしましては、参考に下に掲げてござい

ますけれども、すう勢で見ますと1,113万2,000トン、上位値の方では1,206万5,000トンといった数字になっております。恐縮でござい

ますが、一つ一つの数字につきまして読み上げは省略いたしますけれども、今回の見通しについては、以上のような結果となっております。

[質問・意見等]
藤島座長 ありがとうございます。
それでは、ただいま御説明がありました19年度見通し(案)につきましての議論に入りたいと思います。

なお、本日、所用で欠席されております全国農業協同組合連合会常務理事の宮下

委員さんにおかれましては、事務局の方で事前にこの案について御説明申し上げまして、そしてこの案につきましては、異存がない旨、事務局が確認しております。それでは、皆様からの御意見をお願いいたします。
石川委員 資料3の4ページ目に、野菜の消費動向について、若年層ほど野菜の摂取不足のこと、それからがんの予防とか、健康への影響というような野菜の消費拡大運動が起きているということがここにございますけれども、それが当然、今の数字に生かしてつくっているということなんですが、そのあたりをもう少し具体的に

といいますが、説明していただけますでしょうか。
というのは、若い人の野菜不足が、今、小学生のための食育運動なんかが結構盛んになっておりますけれども、5年後といいましたらまだ中学の二、三年生ぐらいですか。だから、本当の食育が生きてきて、野菜の消費が拡大するほどの年齢にはなっていないんじゃないかと、そのような疑問も含めて、どういうふうに推測したものが生かされているのかをお伺いしたいと思います。

三浦課長 野菜の消費量を世代別に見た場合に、若年層へいくほど摂取不足が目立っているということ踏まえた取組は、推進していく必要があるわけですが、今

回の推計につきましては、そこまで世代別に細かく各品目について消費量をとって、その対策を個別に織り込んでいくというやり方ではなくて、消費の拡大の取組というのはいろいろターゲットを考慮した対策を進めていく必要があるわけですが、いままでも、その結果、消費がどれくらい伸びるかということにつきましては、一律に各品目とも同等のペースで消費の拡大が図られていくという推計の仕方をしております。

石川委員 同等ペースでという話がありましたけれども、例えば、トマトなんかは逆にこれから伸びる方に入っている。だいこんは減る方に入っているというのは、同等ペースではないんじゃないかなと今思ってしまったんですが。

三浦課長 だいこんが減少している、あるいはトマトは比較的堅調であるといった傾向は、いわば消費の伸びを見る前のすう勢値に反映されているというふうに見ることができるわけでございます。

したがって、だいこんでしたら過去10カ年の需要の減少をベースとした分析で、その傾向が続くとすればこういう値になるだろうというのが下の値、下位値でございます。その中に、これまでの状況が反映されている。また、トマトならトマトについても、これまでの需要の状況がすう勢値の方に反映されてきているということでございますので、先生のおっしゃった点は、そういう形で、いわば下位値の方に織り込まれていると考えております。

基本的に、消費拡大の努力というのはこれまでもやっておりますから、一定程度反映されているわけでございますけれども、それをベースに消費の拡大を野菜全体として伸ばしていこうということで、野菜全体を対象として取組を推進しておりますので、品目によってアクセントをつけるということは、その取組の効果を見る上では、ある意味で必ずしも適当でない面があるのではないかとということで、先ほど申しましたような方法をとったということでございます。

石黒委員 多分、今の石川先生のお答えになってしまいかもしれませんが、私もたまねぎ、トマト、にんじん、ピーマン、ほうれんそうという品目は関係がありますので、農林水産省と同じように回帰分析をやって、大体の見通しをここ二、三週間の間やっていたんですが、大体同じ数字になるんです。

石川先生が今おっしゃったのは、回帰分析の中の変数を、どういう変数をとったかということですので、例えば、農林水産省が、1人当たりの消費量が、回帰分析でどう増えてきているかとかそういうところが全部含まれていると思いますので、多分この数字は妥当だというふうに思います。ただ、トマトに限って言いますと、価格が5年後にはもう少し下がるんじゃないかな、下がる可能性が高いということとか、それから、1人当たりの消費量が多分もう少しふえるだろうということから考えますと、この幅を超えることはなかったんですけども、私の計算では限りなく上に近い方の数字のところに来ましたので、多分、この上の数字の方におさまるのかなというふうに、納得して今言っているんですが、ミニマムとマキシマムという感じでとれば、マキシマムの方が私の計算ではトマトは出たという、総体的にはほとんど同じ数字でございました。

ただ、1つ言わせていただきますと、農林水産省は、大体、野菜は輸入ということにいつも主眼が置かれているんですが、野菜を輸出するという観点をどう持つかということですか。トマトも品質と価格が整えば、全く輸入ばかりということじゃなくて、輸出という攻勢にも出られるんじゃないかなと私は考えておりますので、もう少し積極的な数値、マキシマムをちょっと超えた数値も考えていただきたいなと、そういう感じを持っております。

藤島座長 非常に重要なことであり、これから考えていかないといけない問題だと思います。

1つ教えていただきたいのですが、今、5年後に価格が下がる可能性があるというお話をしていただいたんですけども、その部分をもっと詳しくご説明いただけますか。

石黒委員 今、トマトの卸売価格はキログラム当たり250円から300円前後ですが、多分これが200円から250円ぐらいのところから5年レンジか10年レンジかという問題はありますが、そういうような形になってくると思います。国際相場とかいろいろ考えますと、日本のトマトは極端に生食向けの出荷割合が高いですので、このままの価格では収まらないだろうということですか。

藤島座長 国内の生産ということより輸入との関連では。

石黒委員 そうですね。輸入をある一定水準に、先ほども自給率の話が出ましたが、それを押さえるために、自給率をきちっと保つためにも今の価格ではなかなか

保てないだろうと考えるわけです。

したがって、先ほど低コスト化の話が出ていましたが、そういうような策を施すことによって自給率を上げていかないといけないということです。

もう1点は、私は早く農作物の世界にもユニバーサルデザイン的な考え方を入れていかないと、今はトレサビリティだけに終わっていますが、もう少しそういうユニバーサルデザイン的な考え方を入れていけば大きな輸入に対する防御策になると、そういうふうに思っています。

藤島座長 ユニバーサルデザインに関して、具体的に、例えばこういう形でというものはありますか。

石黒委員 例えば原産地表示をやっていますよね。考えてみたら、原産地表示もユニバーサルデザインのひとつだと思うんです。みんなのためになる表示を、デザインですから、そういう原産地表示もそうでしょうが、例えば、封が開けやすいとか、あるいは点字でハンディキャップの方にもわかるとか、いろいろなそういうバリアフリーという考え方より一歩進んだ考え方がユニバーサルデザインだと、社会制度だと思いますが、そういうようなものを農産物にも早く取り入れていくべきだと、そういうふうに思っています。

川口委員 今のトマトの価格水準が高いのかどうかの判断は難しいところです。また、単価が下がれば消費が伸びると言い切ることもできませんが、生食で消費することを前提とした食味重視の品種改良が進められた結果、今日の数まで拡大したものであり、調理用としての需要には不向きな品種と言えますし、将来も生食を対象にした生産になることは間違いないと思います。市場の立場で見ますと、価格的には現状より下がることで、生産意欲が減退することが予想されます。

そのことは別としまして、この資料3の1ページにあります、先ほど石川先生からのお話がありましたけれども、平成13年が47万5,000ヘクタールでずっと傾向値としては減ってきているわけですが、仮に平成19年度を見たときに、この面積の推移というのはどういう形で見込んでおられますか。

三浦課長 この面積は野菜全体の作付面積でございます。一方で、今回見直しを行いますのは、そのうちの指定野菜について行うものでございますので、そこにもともとのベースの違いがございます。そういう意味でなかなか具体的にこうというのが難しい面があるんですけども、基本的な考え方として、今回、幅を持って示しました見直し値の上位値、これに即した国内産の供給といったことが行われていけば、作付面積の低下という現象に歯止めがかかって、上を向いて推移していくということが可能になるとということで、22年度の基本計画の目標の達成の可能性が高まっていくということだという考え方でございます。

黒木委員 ちょっと、私もそれに関連して関心があるので。そうすると、面積は余り減らない、要するに面積は減るけれども、単収で頑張って供給量としてはこういう数字になるという思考過程だったのかと思ったんですが、この14品目関連についてはそういう想定はないのですか。善し悪しがどうこうということじゃないんですけれども。

三浦課長 作付面積について、すう勢でいきますと低下していくだろうというのがありまして、それが下位の考え方になるわけですが、上位値の考え方につきましては、今、黒木委員がおっしゃった単収でということだけではなくて、面積も上に向かっていくという考え方になります。

大木委員 この指定野菜の19年度の見直しですね。この中で、だいこんが少なくなってくるかなと思います。逆に、先ほど出ましたブロッコリー、あいうものは非常にこれから伸びていくのではないかと思うんですけども、一方では、輸入がどんどん入ってきますから、自給率を考えたときには、そういうものこそ力を入れて、自給率を高めていくものの一つにしないといけないのではないかと思います。

消費者も野菜というものは非常に大切なものと思っていますけれども、だいこんよりはむしろブロッコリーの方が健康にいいよとか言うと、子供たちがみんなこれを食べるようになってきたということもありまして、現行の指定野菜はずっと平成19年まで見直さないでやっていかないといけないものなのか、それとも、その時代とともにやはり考えを変えて、ブロッコリーのようなものとチェンジしていこうというお考えなのか、政令で定められてるから、もうこれは量的にも多く、やっていかないといけないんだという思いなのか、それとも消費者もそう思うし、需要と供給というものは、欲しいと思う人のためにつくらないといけないものだというふうな考え方からすると、もうちょっと柔軟性があるのもいいのかなと思うのですが、そういうところの決まりというものはどうなっているのでしょうか。

三浦課長 まず、ブロッコリーについて申しますと、ブロッコリーの生産量を統計で見ますと、平成12年の値で8万3,000トン程度となっております。例えば、だいこんの国内産供給量の13年度の欄に合計がございませんけれども、10月から3月だけでも130万トンあるというように、かなり品目によって差がございます。

そういう中で、今お話がありましたブロッコリーにつきましては、特に機能性、私ども消費の拡大を図る上で、野菜の生活習慣病予防の効果ですとか、あるいはビタミンC、カルシウム等の微量成分の重要性といった機能を訴えるような形で消費者に買っていただくということが望ましいと考えておりますが、そういう面から非常に有力な野菜であるというふうに思っております。

実際に、まだ数量的には先ほど申しましたように、相対的には大きくないわけですが、産地で熱心に取り組まれているところもございまして、そういう産地の取組について、私どもとしても支援をしていく必要があると、生産面でもそのように思います。

では、だいこんとかはくさいとか、伝統的な野菜の減少傾向をそのままにして、先生の御趣旨とややずれる点があったらお許しいただきたいのですが、減少傾向をそのままにしつつと申しませうか、置きかえる形で新しいブロッコリー等を初めとする野菜に重点をシフトさせていくというようなことまでは、私どもとしてそれをやるということは考えておりません。だいこんやはくさいなどのようなものの消費の低下ということにもやはり歯止めをかけて、例えば、伝統的な食生活をいきなり広めるといって、なかなか難しい面があるかもしれませんけれども、家庭における野菜を使った料理の重要性ですとか、それを通じた消費の拡大とかを図る中で、やはりだいこんやはくさいのようなものについてもできる限り需要の減退に歯止めをかけて、それに対応する形で生産の振興を図っていきたくて考えております。

もちろん、それによってブロッコリー等の野菜について振興を図っていく、あるいは消費の拡大を図っていく重要性が低いということではなくて、消費の拡大なり生産の振興というのは、対策の基本的な考え方としては同じようなスタンスで臨んでいく。品目によって、取組についてはいろいろあるかと思えますけれども、そういう考え方で取り組んでいく必要があると考えております。

また、指定野菜の決め方についてのお話ですが、野菜価格安定制度における対象品目の考え方、指定野菜として指定されているものについての指定の仕方ということからいたしますと、この野菜価格安定制度の考え方が、消費のウエイトから見て国民の消費生活に及ぼす影響の非常に大きい野菜について、価格低落時に価格安定を行うことによって、安定的な生産を図っていくということを通じて、安定的に供給していくという観点に立った制度でございまして、その対象とする範囲については、制度の趣旨からして一定の範囲を画さなければいけない、それを政令でもって指定しているということでございます。その指定の仕方については、品目固定ということではございませんけれども、消費の動向、生産の動向、そういったそれぞれの野菜をめぐる動向を見ながら、必要に応じて見直しについても検討していくという、そういう枠組みになっているということでございます。

大木委員 見直しもいずれあり得るんですね。

三浦課長 状況によってはあり得るということでございます。

坂野審議官 ちょっと私が補足しますと、基本的に見直す考えのないものは国会の議決が必要となる法律に書きますけれども、政令とか省令というのはある程度臨機応変に見直しが可能だということであり、こうやって機動的にできるということで政令で定めているわけです。ですから、今ブロッコリーの場合8万トン、片や百数十万トンですから、結果として消費が変わってくれば当然それは考えなければいけない話ですが、ただ、今のところ、かなりまだ指定野菜とブロッコリーとでは格差があるということです。このことは常に議論されてるところなんです。この野菜は指定野菜にできないかというような議論がされるのが、それは結果として、さっき言った消費量とかが、かなりウエイトが高くなれば、実態に即して見直すのは当然のことですけれども、ただ、今はそういう実態にはまだ至っていないというのが現状だと思います。

大木委員 だいこんの輸入は加工品が入ってきて、生では入ってこない。ブロッコリーはどんどん入ってきますね。そういう意味でも自給率ということ考えたときに、やはりこのところは議論してもよいのではないかなと感じたものですか。

川口委員 輸入青果野菜の中で、冷凍と生鮮というのがありまして、特にほうれ

んそうにつきましては、平成14年は中国の残留農薬問題で半分になったんですが、13年度まででいうと約5万トンが冷凍で入ってきています。そうすると、この国内の中における比率はかなり高いと思われ、これは今後、中国も農薬問題が解消されたらまた積極的になると思うのでこのことと、それから、さといもも約5万トンが冷凍で入ってくる。ばれいしょについては約30万トンくらい冷凍という形になるので、ここら辺のことも、例えば平成19年を見通した中で、そうしたそのすう勢値と見ますか、そこら辺の見込みはたてているのか、あくまでも国産ということだけに視点を置いているのか、その辺はいかかですか。

三浦課長 需要量の見通しの中には、食べている野菜ということですので国産も輸入ものも両方入っておりますし、加工されたものも生鮮換算をして入っているわけでございます。そういう意味で、この需要量の見通し、それから、それを供給ベースに換算した供給量の見通し、この中には、今、お話にあったような冷凍の野菜等も含まれているということになります。

一方で、国内産供給量の見通しの方は、国内産の動向から面積、単収の動向をベースに、いろいろ織り込んだ値と両方示すということでございますので、こちらの方は当然のことながら、国産だけに着目をして見通しを行っているという関係にございます。大まかに言えば、その差が輸入で賄われていくということになると思いますけれども、算定の仕方として、今回、輸入を見通すという計算を特にやっているわけではございませんで、今、申し上げましたような計算をしているということでございます。

藤島座長 吉田委員、どうぞ。

吉田委員 1点は、これはとても難しいことなんだと思いますけれども、この野菜の生産量を見るとき、ただ重量だけで比較するというのは、ブロッコリーとだいこんでは全然重量が違いますので、重量で多い、少ないだけという考え方ではないものを何か導入しないといけないのではないかなというふうに感じるんです。

それから、もう1点は、3ページの供給量の見通しと国内産供給量の見通しの差というのは、もうこれは最初から輸入に依存するんだというふうにする数字と判断してよろしいんですか。それとも、これを縮めるために生産に力を入れるという取り組みを一方で考えないといけないという姿勢でいらっしゃるのか。これはやむを得ず輸入ですよという数字なのか、上限値を見た場合。

三浦課長 まず、後の方からお答え申し上げますが、先ほど申しましたように、需要量、供給量の見通しは、国産、輸入を問わず算定いたしまして、別に国内産の供給量というのを見通しをいたしました。

それで、努力も折り込んだ上位値も出しているのですが、別にこれは上限を画するとかいうものではございませんので、関係者の御努力によりまして、これ以上に国内産で需要を賄っていくということになれば、それは国内産の供給を増やす、あるいは自給率を高めるという観点からすれば、より望ましいことになるわけでございます。

したがって、その差の分を初めから輸入に依存すると、そういうふうに決めているというものではございません。

それから、前の方の御質問でございますけれども、おっしゃるとおりの面がございまして、実は、平成12年に食料・農業・農村基本計画を策定する際には、金額ベースの自給率というものを参考として算定するという作業をやった経緯がございまして、今回の指定野菜の需要と供給の見通しにつきましては、量で計算するということでございますので、野菜における額の取扱という点は勉強の課題とさせていただきます。

なお、もちろん生産額という見方で、各品目についても統計等は整理をしながら見ておりまして、農業生産における順位というのを、量や面積ということだけではなくて、粗生産額や家計の消費支出額といったものも見ながら、先ほど大木先生からもお話がありまして、審議官がお答え申し上げましたけれども、何をもって主要な野菜と見ていくかという考え方、この野菜価格安定制度の対象となる主要な野菜というのをどう見ていくかということにつきましては、量的なものだけではなくて、額的なものについても見ていくということでございます。

ちなみに、お話がございましたブロッコリーにつきましては、生産量でいきますと平成12年のデータでは25番目、それから額でいきますと30番目というようなところでございまして、そういった動向、ただいまの数字は平成12年、単年の数字でございますけれども、今後の動向について十分重視して参りたいと考えております。

坂野審議官 非常に我々も苦労しているところなんです、先ほどもしましたけ

れども、もうちょっと違う意味で言いますと、我が国の食料のカロリーベースの議論をしますね。そうすると、やっぱり穀物をつくると自給率が上がるんです、カロリーを取りますから。野菜はそんなにカロリーがないですから、そこをどう評価するか、これらのことは自給率で議論されたんです。それで、先ほど課長が言ったように金額で議論したらどうかという議論もしております。

多分、私は非常に大きな課題だというふうに思います。従来は量だとか、今もおいしいとか言いますが、あわせて質の議論をされますね、栄養だとか質の議論。野菜はカロリーは少ないし、また栄養的なことをいったときに、どういう指標を使うとうまくいくか、単独じゃうまくいかないし、野菜でも緑黄色野菜とその他の野菜、果菜類と葉物類とでは違うから、単純に線を引くこともできないし、そのところはちょっと私どもも十分課題として受けとめておきたいと思います。

松井委員 今の議論とちょっと関係することですけど、資料3の4ページに、世代別野菜摂取量って書いてありますよね、350グラムが摂取目標だと。若い人が余り摂っていないくて、比較的年上の方が摂っている。これは、例えばうちの娘が今20代ですが、朝晩、先ほどのブロッコリーだとか、生野菜のサラダを食べているんです。僕はいっぱい野菜を摂っているなと思っていたのですが、そういう生野菜をたくさん食べてもあまり量は摂れないんだと。煮た野菜を食べないといかん

と。
私は煮た野菜が大好きなんです。それがここに出ているのかなという気がするんですが、それは正しいことですか。

三浦課長 まず私の方から申し上げますと、松井委員の言われたことについては、該当するところがあると思います。毎日サラダを食べるという人を、食料消費モニターの調査をしたところ、かなり増えております。一方で、野菜の消費量が減っているということがありまして、平たい言い方をすれば、サラダというのは量的にはさほど稼げないのでありまして、煮炊きをしたものを食べるということが消費増につながるということなんです。そのように若い方ほど食事が洋風化しているということ。それから、いわば外部化というんでしょうか、20代、30代の方は外食をする機会が多くて、やはり外食になるとどうしても野菜が少なくなりがちであるといったこと。それから、簡便化指向、コンビニエンスストア等で買ったり、料理の時間を短縮したりといったような簡便化指向といったこともあって、そういったことが若い世代の方に顕著なのではないかと、そういったことが反映されているのではないかなというふうにも思っております。

あと、吉田先生から補っていただければありがたいと思います。

吉田委員 今の御説明のとおりだと思いますけれども、ただ、資料の図は国民栄養調査の結果の平均値で示してありますので、標準偏差は結構ありますので、今お伺いしますと、お嬢さんが朝から召し上がるというのは摂取している方だと思います。朝食を摂らないという若者が増えているんですよね。それもかなり影響しております。確かに生で食べるとキャベツの千切りを生で100グラムはこんなにありますが、炒めたら2口で食べられますから、そういうことも大きいわけですね。

石黒委員 今の吉田先生のお話と一緒になんですけど、多分、生とビタミンCと若い世代というのは連関していると思っているんです。だから、ビタミンCが非常にいいということをライナス・ポーリング博士の時代まで戻っちゃうんですけども言い過ぎだと思うんです。だから、野菜は加熱して食べなければということをしちと教えないと、生がビタミンCが多いからいいというのが若い世代ですね。ある一定の世代以上の方は温野菜というふうに思っていますから、摂取量で違ってくるんじゃないかなというふうに思います。

吉田委員 今、それを盛んに言っているんですが、調理をするとビタミンCがなくなってしまうと、そういう表現をしているメディア関係のいろいろなものがあるんですけども、ビタミンCは水には溶けますけれども、熱でそんなには壊れないんです。ですから、ゆでこぼしたりすれば結構損失はありますけれども、煮ることによる損失は余りありません。ですから鍋料理なんかは最後に煮汁におうどん入れたりして食べれば、結構ビタミンCは摂れているんですね。

石黒委員 ピーマンなんか85%ぐらい残りますね。

吉田委員 野菜によってまたかなり違うんですけども。

余りにも調理をするとビタミンCがなくなってしまうという情報だけがわあっと浸透してしまっているんです。野菜はビタミンCだけの問題ではないので、もろもろ考えてやっぱりいろいろな食べ方をしてほしいわけです。

石黒委員 ほかで2点いいですか。

先ほど、私はこだわるわけじゃないのですが、トマトの価格は下がってくるんじゃないかと。それによってトマトの消費量がもっと増えてくるんじゃないかというお話をしましたのは、多分、量ベースでだいこんを食べているのは日本人が一番だと思うんですね。金額ベースは多分トマトが一番だと思うんです。多分、今の価格は維持できないだろうなど。維持できれば私も非常に幸せなんですが、多分トマトの価格は下がってくる。したがって、トマトは全体の金額ベースは変わらないんでしょうが、価格が下がって量が上がる、こういう関係になってくると思います。

それから、もう1点は、先ほどの大木先生のお話なんですが、非常にこれは農林水産省と我々が一緒になって頑張っていかなければいけない問題として、野菜の自給率というものを考えますと、もともと日本でつくられていた野菜というのは、どういう野菜があったんだと。これは農林水産省から出ている本を読んできちっと表にしたんですが、16世紀以前というのは30種類ぐらいしか食べていないんですね、日本人というのは。今は、多分135種類を超えたと思いますが。

それで、たくさん野菜を食べるようになったきっかけというのは、16世紀後半の南蛮貿易と、それから明治維新で入ってくる。したがって、この20世紀というのは野菜がたくさん入ってきた世紀だと思うんですね。それで、今3番目の時期に来ていると思うんですね。16世紀後半、明治維新、これから3番目だと思うんですね。こういう時期にアメリカのデザイナーフーズ計画などでブロッコリーがピラミッドの上に来てブロッコリーを摂らなければいけない。また、ブロッコリーが入ってくる。こういう時期ですので、相当自給率を高めるために野菜の生産コストということの本気になってみんなで下げていかないと、多分この135種類の野菜というのはあつという間に150種類を超えていくと思いますので、なかなか大変だなというふうに思います。なかなかセーフガードではガードできないというような感じで、セーフガードというのは安全なガードと違う意味のセーフなんじゃないかなというふうにちょっと心配しているのですが。

藤島座長 黒木委員どうぞ。

黒木委員 先ほど、ブロッコリーのお話が出ましたけれども、私自身も1週間のうちの4日以上ブロッコリーを一生懸命食べているんですが、ブロッコリーのウェイトといいですか、野菜を食べるということの中でのブロッコリーというのはだんだん重要度が増してくると思うんです。

しかし、行政の方ははっきりおっしゃいませんでしたけれども、例えば、ブロッコリーを14品目の何かと置きかえてというほどであるかということ、生産量的にもまだじゃないかというようなお話がありまして、おそらく、中長期的には、やはりブロッコリーに限らずウェイトが大きくなったものは品目の入替えというのはなさるんだと思いますが、そのときに、やはりこの価格安定制度の指定野菜は、国が6割、県が2割、生産者の方が2割と、おおざっぱに言うとそれでファンドを積んで制度の運営ということになっておりますので、この品目から落とされる産地というのは、かなり抵抗が出てくるんだろうと思います。簡単に品目をどンドンふやせればいいんですが、予算の6割は国が見ていますので、国民の税金を使わせていただくという立場からすると、そんなにどンドン膨らむかということとそうではありませんから、結局ウェイトがぐんと大きくなったということで、だれしも入替えなければというふうにお考えになる時点まで成熟してこないとなかなか難しいのではないかとということだと受け取っています。

それから、もう一つ、14品目の指定野菜のほかに、品目としては全国的に見ると小さいんですが、ただ、ある県ではかなり大きいということになりますと、県独自でこの指定野菜制度と似たような制度をやっておられまして、それもかなりの程度国が資金を供給するというようになっておりまして、ブロッコリーをそういうことで品目として取り上げられていらっしゃる県は幾つもありますので、全くブロッコリーがらち外に置かれているということではないのではないかと思います。

また、石川先生が冒頭におっしゃいましたんですが、若年層に野菜の方に顔を向けてもらうのにはどうしたらいいかということについては、いろいろなことを野菜課も一生懸命苦心なさっていますし、私も野菜基金ですが、何かのお手伝いができないかということで考えているんです。「レタスの消費が増えると野菜の消費が減る」と言われるぐらいに、レタスだけちょっと食べていけば野菜を食べた気になるのは間違いですよということで、若年層に振り向いてもらうというのを、石川先生、何かアイデアを思いつかれましたらこちらに示唆していただければと思います。こっちもお手伝いしていますので、何かいいことがあればそういうふうででき

ないかと。吉田先生も一生懸命考えてくださって、いろいろとアドバイスもしてくださっているんですが、消費拡大を考える上で、15歳から20歳前後までの人たちに振り向いてもらうやり方というのが何かというのが課題だと思いますので、いろいろなことでまた石川先生にアイデアがありましたら教えていただければありがたいと思っております。

それから、最後に今日のテーマ、本題ですけれども、法令上、こういう見直しをするということになっているわけですが、数字を拝見して説明を伺っていますと、これしか結局のところないのかなと。上限と下限約5%幅で開きがありますが、こういうやり方でお決めになるしかないのかなと思います。

特にトマトですとか、にんじんですとか、たまねぎとか、こういう伸びそうだと感覚的に思われるものはちゃんと伸びる姿に需要量が増える姿になっていますので、大局的に見てこれしかないのかなというのが、私が数字を見せていただいて御説明を伺った受け止め方でございます。

三浦課長 黒木委員のおっしゃるとおりでございます。先ほど説明を省略してしまいましたけれども、資料3の7ページから見ていただきますと、7ページが今回の指定野菜を対象とする価格安定制度の概要でございます。一番右の下に14種類の野菜が並んでおります。これは黒木委員のおっしゃったとおり、国が60%、県が20%、出荷団体等が20%で基金を造成して財源としているというものでございます。

次のページ、8ページを見ていただきますと、指定野菜に準ずる野菜として位置付けられる31種類の野菜が右側の下に書いてございますが、これらにつきまして、各都道府県の野菜価格安定法人というところにやはり基金を造りまして、ここから価格が下がったときに補てんを行うという仕組みを取っております。黒木委員のお話にあったのはこの制度でございます。下にたくさん品目があって読みづらいんですが、5行目の真ん中より右にブロッコリーというのがございます。県によって品目を決めてやっておりますけれども、多くの県でブロッコリーが対象になっていると承知しております。

それから、消費の拡大の話も資料3で、さっと触れましたけれども、私どもも、医学界ですとか、栄養学界、吉田先生もそうでございますけれども、御指導、御協力をいただきながら協議会というのを作って取り組んでいるというお話を申し上げました。民間でも、民間の立場から今、団体が2つございまして、青果物健康推進委員会という団体と、それからファイブ・ア・デイ協会という団体と、それぞれ本年度から活動を始めたところでございまして、そういう取組とも連携をして消費の拡大を図っていくこととしております。

その際に、特に先ほどいろいろ申しました中で、野菜の機能に着目をして、健康の観点から野菜の摂取というのを考えていただくというような観点。それから、例えば、御家庭で料理をされる主婦層の方々に対しては、わかりやすいメニューを提供するとか、あるいは学童、生徒層を対象に、学校における取組と連携、支援していくというような観点、そういったことに重点を置いて取組を進めているところでございまして、そういったことを通じて、消費の拡大が図られていくことを期待しつつ推進しているというところでございます。

大木委員 1つよろしいですか。こことちょっと関係があるかもしれませんが、近くのスーパーの店先のところに、「重要野菜ミネラル栽培だいこん」と書いてあるんですね。その箱がありまして、それを見たときに、重要野菜というのはミネラル栽培でないとだいこんと言わないのかというように感じたのですけれども、ああいうものは自由にやっても構わないものなんですか。それは何々県のどこどこ町って書いてあったんですよ。

それで、こういうふうになるとミネラル野菜でないと重要野菜って言わないよというような感じに見ているものですから、そこら辺はどうなんですか。

藤島座長 表示の問題ですね。

坂野審議官 ミネラルって書いてあるんですか。

大木委員 ミネラル栽培って書いてあるんです。

黒木委員 これは役所の方はしっかりした事実関係を押さえた上でないとお答えになれないと思いますけれども、ご存じのように、公正取引委員会が所管している法律がありまして、公正な取引に違反する虚偽表示的だという程度まで至ればそれは問題にされると思います。どこまでいいのかわかると、だれしもここまでならいいというふうになかなか言えないんじゃないかと思いますが、少なくとも役所の方が、これは重要野菜とか、重要な野菜のつくり方はこうだということ

で、何か基準とかスタンダードをお決めになっていることはないだろうというふうに思いますけれども。

坂野審議官 今、表示として規制していますのは、有機栽培、有機という表示をする場合は3年間農薬を使わないとか、減農薬の場合はこうとか、減化学肥料の場合はこうとか。そういうものは基準がありますが、ミネラル栽培ですか。

大木委員 大きく箱の上に「重要野菜、だいこん、ミネラル栽培」と。それで気になって見たんですね。それが店頭で1本ずつ並べられたときは、それがついていのかどうかを私はそこまで見ていないんですけども、店頭で積み上げられた箱が何箱もそうになっているのです。

坂野審議官 箱に書いてあるんですか。

大木委員 はい。

坂野審議官 調べてみます。

吉田委員 有機の規格が決まる前はやはりいろいろな表現を取っていましたね。今、そういう栄養素の表現と申しますが、それも今ばらばらな状態で、きっと野菜に普通名詞のつもりでつけているのじゃないかなと。それはいずれ何かきちっとやらなければいけない時期に来ると思いますけれども。

坂野審議官 そうですね、今、トレサビリティーの関係で、表示問題ですね。ここを全体にどうするかというのは非常に大切な問題となっています。できるものから順次整理していますけれども、まだまだという方もいるし、そういうケースもあるでしょうから、多分表示の話がこの野菜に限らずすべての食品というんですか、いろいろとできるところから鋭意整理をしていくということだと思います。

石黒委員 今、お話になった表示ですと、国民生活センターはアウトにしますね。私も何度も経験がありますね。

大木委員 もう一つ、新しい野菜でとうみょうという野菜があるんですか。ひらがなで「とうみょう」と表示していますが。

吉田委員 豆の苗って書いて豆苗。それをひらがなで表現しているんです。食品成分表にも載っていますし、大変栄養価も高いです。

大木委員 そうですか。

川口委員 えんどうまめの若い苗の部分で中華料理の食材です。

石黒委員 若年層とかの若い世代に、野菜をという話を石川先生は強調されていますが、当然、農林水産省と文部科学省が話しをされていると思いますが、総合的学習というのを4月からやっていますね。総合的学習の中で、こういう教育をしてくれという要望が非常にあるんですね。

それは、各メーカーさんとかいろいろなところに来て、私どもも年間70校から80校ぐらいをやるんですが、農林水産省と文部科学省がきちとお話になって総合的学習の中でそういう食育というんですか食教育というんですか、それをきちとおやりになれば、相当違ってくるんじゃないかなと。

坂野審議官 今の石黒委員の食育は、非常に大きなテーマです。これは野菜だけでなく全体的に食べるものに対する意識が若い人にちょっと欠けた面があると思うのです。知育、徳育と並ぶ教育の一環の中で食育ということを取り上げまして、それで私どもも勉強もしておりますし、また、文部科学省と一緒に食育をどう教育に取り組んでいくとか、いろいろな形で実践の仕方、それから枠組み、どうやったらできるかというのを今やっております。食育と言った場合、最初は知る人ぞ知る言葉だったんです。今は、ちょっと普及し出しまして、食育ということが、今、農林水産省の中でも非常に大きなテーマになっています。食の安全・安心をいろいろやっていく際には、若い人の教育なくしてはできないということで、食育というのをきちっと位置付けて、それも単なる私ども職員だけ、生産者側だけではいけないので、むしろ文部科学省、学校関係者を巻き込んで一緒に食育をやろうということで、今展開しておりますので、間もなく、遠からず多くの方にもわかっていただけるようになるのではないかと思います。

その際に、いろいろな方々と一緒になってやっていくということが大事ですね。

石黒委員 私も大学に行って、時々、授業を持っているんですけども、食育ということをやろうということが、給食という言葉を使うということは間違いだと思ってしまうのです。給食というのは、マッカーサーがだれかが占領下時代につくった言葉じゃないかなと思いますので、あれは「学校の食事」と言わないと、給食、あたえる食というのは、こういうことを使っている省庁が間違っているんじゃないでしょうかと、この間文部科学省の方とお話ししたら、いわゆる学校給食法から変えなきゃいけないから、ちょっと勘弁してくださいという話になったんです

が、やっぱり給食という言葉から変えていかないと難しいですね、食育は。

黒木委員 半分自己宣伝になりますが、私ども野菜基金では、小学校のときから食というものの大切さ、それを体験してもらう必要があるということで、小学校の学校菜園で野菜をつくってもらう、つくり方、それからつくられたものを子供たちが調理して、それを食べてみるということをやったらどうかということで、パンフレットを吉田先生にも私どもの方の編集委員になっていただき、15万部作りまして、それで1,100校ぐらいに、これで3回目ですが今年やりました。そういうこともやらせていただいています。

それで、ちょっと文部科学省の弁解をしますと、最近、文部科学省のホームページをあけますと、総合的学習、これは1年間で105時間あるということでびっくりしたんですけども、この105時間の中でどういうふうに先生方がおやりになるかというのは自由度が高いといいますが、何をやってもいいみたいで、それであれば野菜のこともやらせてもらっていいはずだということで一生懸命やっているんですけど、こういうことで総合的学習に有効な資料だとかいろいろなものを作っておられる団体がございますよというような数字が出ておりました。私ども野菜供給安定基金もそこに出ていまして、私どもの方にアクセスしていただければ、ことしは15万部刷りましたけれども、かなり好評で、小学校の先生方に使っていただいているという状況がございます。

ただ、それは小学生ですから、例えば現に15歳から20歳前後の方に振り向いてもらうというやり方は何かと、これは私どもがその一端を担わせていただくかどうかは別として、なかなか知恵がなさそうできて、小学校の方だと私どもも十数万部、毎年そういう副読本的なものを提供しているんですが、もうちょっと上の年代の中学から高校の子供たちに対してどうかというのはやはり策がなさそうな感じですね。

石黒委員 総合的学習の中では多いですね、野菜に関する教育が。本当に多いと思います。

黒木委員 かなりやっておられますね。農業系統でもホームページなり、いろいろな冊子も出しておられたり、県段階でもそれなりにやっておられるんですけども、そこも15歳から20歳の層をどうするかというのは未解決じゃないかと感じます。

石川委員 20歳、30代前半ぐらいまでですか、つまりもう今大人になってしまった20代の人、それは何も女性だけ、主婦になるという意味の女性だけじゃなくて、男性も自分自身が食べていくという意味で本当に今の20代の人を新たにどう教育したらいいか。

だって、彼たちは今20代だったらあと五、六十年生きるわけですよ。その人たちの食事がそんなにお粗末でいいのかというのが本当に一番心配だし、そこにアプローチするのに何かあるかということが一番問題じゃないかなと思いますよ。

大木委員 そうですよ。先ほどの食育の話ですけども、小学校の学芸会を見に行きましたら、ああなるほど、いいことやっているなと、つい何カ月か前なんですけれども、学芸会でにんじんがどうやってできて、どのようにして土の中で伸びているか、全部にんじんさんの服を着て、太陽と、これでとてもかわいく1年生がやるんですね、にんじんの劇を。

食べることはやっぱりじゃなくて、食育ということはこういうところでもやっているんだなと思って、文部科学省の先ほど話が出ましたけれども、先生方もすごく頑張っているなと感動した一場面があったんです。

近くに私どものところまで車で引き売りの八百屋さんが来るんですけども、そこで、やっぱり30代の男性が、スーパーとか食卓の上でつきり見ていないからそらまめがどんなふうにしてなるのかとか、木になるのかもわからないと言われたんですね。それから、山芋も、私が買っていましたら、これ何ですかって30代の女性に聞かれたんです。ですから、30代のそういう人たちのお子さんですから、ますますお子さんもわからないわけですから、やはり今審議官もおっしゃったように、その食育というものの重要性ということがますます大事なことはないかなと、今お話を聞きながら思いました。

石黒委員 私が言いたかったのは、食育が総合的学習の中で今非常に盛んになっている。それが、各団体とかメーカーがばらばらに頼まれて行っていますので、そこを農林水産省なら農林水産省、あるいは一つにおまとめになった方がいいんじゃないでしょうかということです。我々メーカーが行きますと、我田引水的な話になりがちですので、なるべくニュートラルに話をしようとしています。そういうよ

うなことを主に提案させていただいたんですが。

黒木委員 野菜課長が先ほど説明なさった二つの団体も、それぞれその面からの活動をしようという気構えを持っておられると聞いていますし、その支援組織になっています食生活情報サービスセンターですか、あそこが一生懸命やっておられますので、役所の示唆、指導で関係団体が動いていかれるんじゃないかと期待をしていますけれども。

三浦課長 今、黒木委員がおっしゃったような方向で進めております。先ほど申しましたように、両団体とも本年度立ち上がったところということもあって、この会議の場で出たような課題については、みんな大体共通の認識として持っております。どうやったら効果的に消費拡大が進むかということ、いろいろな対策、対応を考えて取り組んでいくと思いますし、私どもも私どもの立場で支援できること、それから、食生活情報サービスセンターを通じての取組の支援といった、様々な形での支援というのを、これからも積極的にやっていく必要があると思っております。

石黒委員 文部科学省は、給食という言葉は直せませんという話でしたが、多分、食育というより食教育というふうに言っていただきたいというふうに思っておられると思うんですよ、食教育と。

吉田委員 食教育推進と言ってほしいと。

黒木委員 私、シンポジウムを聞いていまして、受け売りなんですけど、明治時代には、体育と並んで食育という言葉がちゃんとあったそうです。それが、体育というのは残ったけれども、食育という言葉は消えました。ただ、明治時代は間違いなくちゃんとした言葉でありましたんですよということをシンポジウムである講師の方が言われまして、ただ、印象的には食育という言葉も少しずつ市民権を回復してきつつあるんじゃないかという希望的感想を入れながらの感じを持っておりますけれども。違和感がだんだんと少なくなってきたんじゃないでしょうか。

坂野審議官 ちょっと、お話ししますと、たまたま吉田先生が出ておられる会議ですけれども、実は、野菜は野菜だけではないということではなく果物を含めてですね、青果物トータルでそういう野菜、果物を食べましょう、健康にいいですよという会議をやっています、その会議の座長に国立がんセンター総長の垣添先生にお願いしたわけです。そういう会議で、学校の教育関係者の校長先生を呼ぶとか、給食のそういう関係者ですか、いろいろな方を呼ぶと、最初、やっぱりそういうことが出てくるわけですね。最初のうちは、多少出ますが、それは多分、いろいろな意見が出るというのはやっぱり新しいことを始めるときの仕方がない話ですので、いろいろと意見の一致を見て大いに進めるという中で今の御紹介の方々の御発言が出たということを紹介させていただきます。

また、垣添先生が最初に言われたのは、従来の医学というのは治療医学が中心だったけれども、これからの医学は予防医学だと。そうすると、予防医学のためには食生活だと。正しい食生活を推進するということが非常に大切だと言われ、食生活の改善を推進する会議ということで、座長をお引き受けいただいたわけです。

藤島座長 今日は、長い時間にわたっているいるとありがとうございました。

特に、まだこのことだけはという点がございましたらお話しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

特段の御意見がなければ、今日は貴重なご意見と、そして重要な課題の御指摘もいただきましてどうもありがとうございました。この御意見につきましては、平成19年度の指定野菜の需要及び供給の見通しの策定や、今後の野菜行政の推進に生かさせていただきたいというふうに考えております。

なお、本日の議事要旨につきましては、事務局で取りまとめ、各委員の御了解を得た上で後日公開することにしたいというふうに考えております。

また、本日の配付資料につきましては、事務局で速報版の簡単な議事概要を作成していただき、合わせて公開することとし、内容については座長である私と事務局で調整することにしたいというふうに考えております。このような取扱でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

そのほか、事務局から何かございますでしょうか。

三浦課長 特にございません。

藤島座長 それでは、平成19年度の指定野菜の需要及び供給の見通しについての検討を終了させていただきます。

これもちまして、座長の任務を降ろさせていただきます。どうもありがとうございました。

[閉会]

加納調整官 本日は長時間ご検討いただきましてありがとうございました。
これもちまして、指定野菜需給見通し検討会議を閉会させていただきます。
どうもありがとうございました。